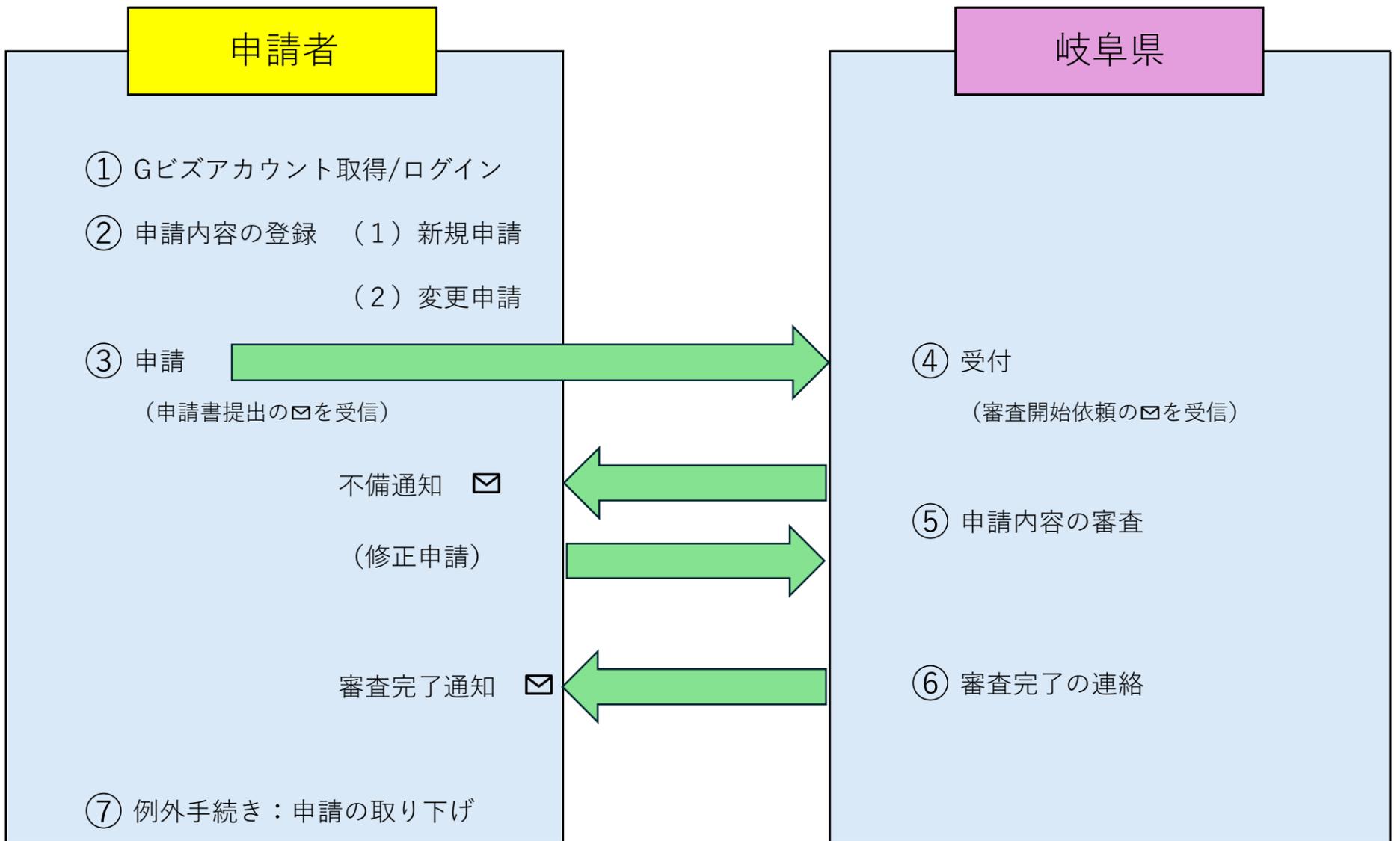


経営革新計画・電子申請システムを利用した申請の流れ



◆③申請

→申請者は「申請が提出されました。」との☑を、申請時に登録したメールアドレスに受信する。

◆④受付

→岐阜県は「申請が提出されました。審査を開始してください。」との☑を受信する。

◆⑥審査完了の連絡

→申請者は審査完了☑を受信するので、電子申請システムにログインして「承認」または「不承認」を確認する。

→岐阜県は「(不)承認通知書」を申請者宛に郵送する。

■申請内容に不備があった場合

⑤の審査時に、申請者へ不備内容を記載したメールが配信されます。

→申請者は、指摘された内容をもとに申請内容を修正し、②及び③の作業を再度行ってください。

■承認後の計画に対して計画変更申請を行う場合

⑥の承認後に計画内容を変更したい場合は、②の申請内容の登録作業と(2)変更申請を行ってください。

(注) 書面申請で承認を受けた場合は書面に変更申請してください。